

移動支援・地域活動支援サービス提供事業所の皆様へ  
(デイサービス型)

平成 22 年 4 月から利用者負担額を軽減します！

国制度の障害福祉サービスにおける「利用者負担の軽減」の趣旨を踏まえ、市の事業である移動支援・地域活動支援サービスについても、つぎのとおり利用者負担額を軽減します。

軽減の内容

市民税非課税の方の利用者負担上限月額が0円となります。

所得区分		現在の利用者負担 上 限 月 額		平成 22 年 4 月からの 利用者負担上限月額
市民税課税	移動支援	(児童以外の方) 3,600円	⇒	変更ありません。
		(児童の方) 1,800円	⇒	変更ありません。
	地域活動支援	5,700円	⇒	変更ありません。
市民税非課税	移動支援	1,200円	⇒	0円
	地域活動支援	1,500円	⇒	
生活保護等	移動支援	0円	⇒	変更ありません。
	地域活動支援			

軽減の実施時期

平成 22 年 4 月からのサービス利用について適用になります。

新しい受給者証の利用者負担内容の上限月額欄をご確認ください。

ただし、現在使用中の受給者証事業者記入別冊は 4 月以降もそのまま使用します。

問い合わせ先：名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課指導係  
電話972-2578 FAX972-4149